

## ■ 会議録

### 1 開会

- 午後 3 時 0 0 分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、令和 5 年第 4 回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

#### ○月井教育長

それでは、令和 5 年第 4 回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。  
次第に従いまして進めさせていただきます。

### 2 教育長挨拶

#### ○月井教育長

通勤の道すがら、車窓から見える景色が「春本番」を感じさせるものになってきました。あちらこちらに黄色い菜の花が咲き誇り、ソメイヨシノも満開となっております。

今年度も、今日を含めて残すところ 4 日となりました。すでに 3 年以上も続いてきておりますコロナ禍での生活であります。いよいよ、来る 4 月 1 日以降につきましては、「児童生徒及び教職員ともに、マスクの着用を求めないことを基本とする」という方針が文科省から示されました。

また、給食時の黙食につきましても、一定の条件を満たせば、「向かい合わせの座席配置も可とする」ということですので、新年度からは「楽しい給食の時間」が戻ってくることになります。ずっと我慢を強いられてきた子どもたちには、新年度から、さらに楽しい学校生活を送ってほしいと切に願っているところであります。

御案内のように、5 月 8 日の 5 類への移行もございます。次年度は、大きく市民生活も変化していくことと思いますので、委員の皆様方におかれましては、これまで同様、教育行政に対しまして温かい御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日は、「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を含め 1 2 件の付議事件がございますので、効率的な審議ができますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 会議録の承認

- 月井教育長が令和 5 年第 2 回定例会の議事録の承認を求め、臼井委員及び大澤委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

次に、令和5年第3回臨時会の議事録の承認を求め、遠藤委員、田村委員が内容に意義なく会議録に署名を行った。

#### 4 教育長報告

##### ○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

##### ○委員全員

異議ありません。

##### ○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

#### 5 付議事件

<議案第22号について>

##### ○月井教育長

次に次第の5付議事件に入らせていただきます。

はじめに、議案第22号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

##### ○学校教育課長

###### 【提案理由】

那須塩原市・那須町採択地区協議会規約第5条の規定に基づき、採択地区協議会の委員の指名をお願いする。

－資料に基づき議案の内容を説明－

##### ○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、大澤委員。

○大澤委員

今年度、本協議会の委員を遠藤委員が初めて引き受けてくださいました。来年度は小学校の教科書について協議するとのことで、遠藤委員にもう一年務めていただき、御活躍いただければと思います。私も、本協議会の委員を務めさせていただいた際には大変勉強になりました。

○委員全員

賛成。

○月井教育長

遠藤委員、いかがでしょうか。

○遠藤委員

御指名いただきましたので、先輩方に教えていただきながら、精一杯務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○月井教育長

それでは、議案第22号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」は遠藤委員を加え、原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第23号について>

○月井教育長

次に、議案第23号「那須塩原市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【提案理由】

スポーツ基本法第32条第2項に基づき那須塩原市スポーツ推進委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、大澤委員。

**○大澤委員**

スポーツ推進委員の皆さんにはいろいろな大会等で御活躍いただいております、これだけの人数の方が再任されることはありがたいと感じております。新任の委員さんを見つけるのは大変な御苦勞もあると思いますが、若い方をお願いすることは難しいのでしょうか。

**○月井教育長**

はい、スポーツ推進課長。

**○スポーツ推進課長**

委員のおっしゃるとおり、スポーツ推進委員は高齢化が進んでいる状況です。活躍の場が多いということが、若い方には負担に感じてしまうこともあるのではないかと思います。若い方に委員をお願いすることはなかなか難しい状況ですが、引き続き人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○月井教育長**

はい、大澤委員。

**○大澤委員**

推進委員になるための条件や協力回数等の決まりはあるのでしょうか。そういったことの周知が十分にされていないように思います。例えば、年一回の協力でも推進委員になれることが分かれば、手を挙げる方がいるのではないのでしょうか。また、現在の委員からの声掛けなどがあるとスムーズなのではないかと思います。

**○月井教育長**

はい、スポーツ振興課長。

**○スポーツ振興課長**

一年間の協力回数等に関する条件は、特にありません。

また、各公民館区内に3～4人の推進委員がいらっしゃるの、地区内の方への声掛けをしていただいているところです。今回新たに委嘱する方も地区内の方から御紹介いただいた方です。

**○月井教育長**

大澤委員からの御提案のとおり、周知の仕方について検討し、良い人材が集まるよう取り組んでまいりたいと考えます。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

**○委員全員**

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第２３号「那須塩原市スポーツ推進委員の委嘱について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第２４号について>

○月井教育長

次に、議案第２４号「那須塩原市青少年センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

令和５年度からの組織改編に伴い、那須塩原市行政組織規則が改正されることから、本規則を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第２４号「那須塩原市青少年センター条例施行規則の一部改正について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第25号について>

○月井教育長

次に、議案第25号「令和5年度那須塩原市学校給食運営方針について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

令和5年度那須塩原市学校給食運営方針について、教育委員会の議決を求める。  
－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

学校給食費に関連して、債権管理条例の内容についてお伺いします。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

市が有している債権としては、税のような公債権と学校給食費や市営住宅使用料などの私債権があります。それらの債権については、決められた期間内にしっかり収納しなければなりません。それができない場合は、督促や催告等を行うという流れが決められています。しかし、そのような対応をしても、全く応じてくれない方もいることから、滞納が発生してしまいます。滞納につながることを防止するため、市としては最大限の努力をしていますが、それでも回収できない場合、民法等の法律で定められた時効を過ぎたものについては、債権を放棄し、不納欠損ができることを明確に規定したのがこの条例です。

○月井教育長

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

つまり、払わなくても済んでしまうということでしょうか。

経済的に困窮している方はやむを得ないと思いますが、払える能力があるのに払わない方を許してしまうということになりませんか。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

できる限りの努力をしたうえで、どうしても徴収できない債権は放棄するというところでございます。

○月井教育長

滞納整理の事務をするためには、多額の人件費を要しております。本市では、担当者の努力により給食費の収納率は高いのですが、どうしても回収できない債権については、それを放棄して次のステップに進みたいと考えているところ です。債権管理条例は、適切な債権管理をするための規定ということで、御理解いただければと思います。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第25号「令和5年度那須塩原市学校給食運営方針について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第5号について>

○月井教育長

次に、報告第5号「那須塩原市小中学校等開校閉校記念事業費補助金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【報告理由】

那須塩原市補助金交付規則の一部改正により申請様式の押印が廃止となったことから、本要綱を改正するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

改正の内容は理解しました。

閉校記念事業に関わる財産というのは、例えばどのようなものがあるのでしょうか。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

例えば、補助金を使って作った記念碑などが挙げられます。それを処分する場合は、申請書の提出が必要になるというものであります。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

<報告第6号について>

○月井教育長

次に、報告第6号「那須塩原市小中学校等児童生徒スポーツ等振興補助金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由】

那須塩原市小中学校等児童生徒スポーツ等振興補助金の交付の対象を市立小学校、中学校及び義務教育学校から市立小学校、中学校及び義務教育学校を事務局とする団体となるよう那須塩原市小中学校等児童生徒スポーツ等振興補助金交付要綱の一部を改正するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき議案の内容を説明－

**○月井教育長**

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

**○委員全員**

ありません。

**<報告第7号について>**

**○月井教育長**

次に、報告第7号「那須塩原市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

**○生涯学習課長**

**【報告理由】**

那須塩原市補助金交付規則の一部改正により申請様式の押印が廃止となったことから、所要の改正を行うもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき議案の内容を説明－

**○月井教育長**

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

**○委員全員**

ありません。

**<報告第8号について>**

**○月井教育長**

次に、報告第8号「那須塩原市小中学生社会体育活動支援補助金交付要綱の一部改正について」。

事務局の説明を求めます。

はい、スポーツ振興課長。

**○スポーツ振興課長**

**【報告理由】**

当該要綱について、申請書の押印廃止、補助金額算出のための宿泊費の対象期間及び対象区間の定義、基準額と実績額の比較の採用、文言の修正をするに当たり、一部改正をするもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき議案の内容を説明－

**○月井教育長**

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

**○委員全員**

ありません。

**<報告第9号について>**

**○月井教育長**

次に、報告第9号「那須塩原市PTA連絡協議会補助金交付要綱等の廃止について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

**○生涯学習課長**

**【報告理由】**

那須塩原市PTA連絡協議会補助金交付要綱等を内規として制定するにあたり、当該要綱を廃止するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき議案の内容を説明－

**○月井教育長**

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

**○委員全員**

ありません。

**<報告第10号について>**

**○月井教育長**

次に、報告第10号「那須塩原クリテリウム補助金交付要綱の廃止について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、スポーツ振興課長。

**○スポーツ振興課長**

**【報告理由】**

那須塩原クリテリウム補助金交付要綱を内規として制定するに当たり、当該要綱を廃止するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき議案の内容を説明－

**○月井教育長**

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

**○委員全員**

ありません。

**<報告第１１号、報告第１２号について>**

**○月井教育長**

続きまして、報告第１１号「区域外就学及び指定校変更について」及び 報告第１２号「令和４年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

**○学校教育課長**

**【報告理由（報告第１１号）】**

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

**【報告理由（報告第１２号）】**

生活保護法第６条第２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からあった準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

**○月井教育長**

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

**○委員全員**

ありません。

**○月井教育長**

それでは、本日本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第4回教育委員会定例会を閉会といたします。  
ありがとうございました。

以上